



今回は、各地区の民生委員児童委員の具体的な活動の一例として深沢地区での「ゆるやかな見守り活動」を紹介します。

深沢地区では、連合町内会、鎌倉市第5・6地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、地域包括支援センターなどが参加し、高齢者福祉を考える協議体（深沢会議）が運営されており、活動の一つに、住民の皆様が日常生活の中で負担にならない程度の「ゆるやかな見守り活動」があります。

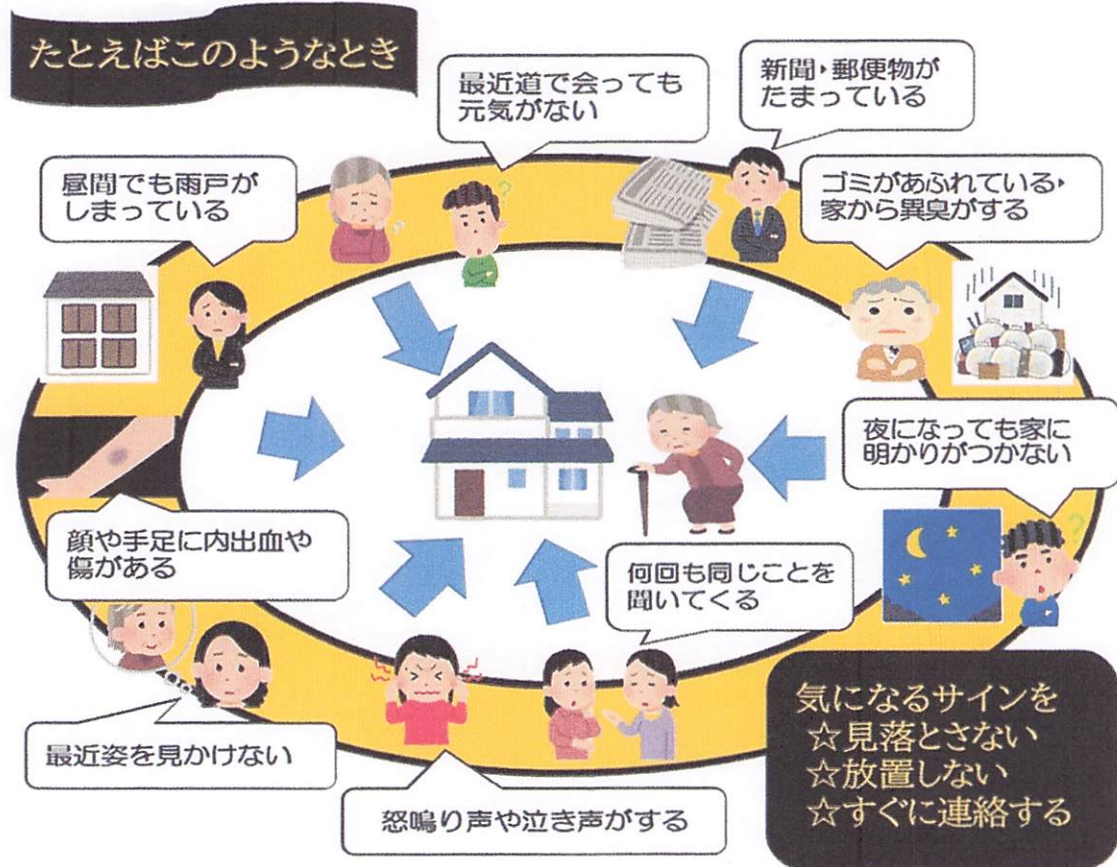
【新聞や郵便物がたまっている】【一人暮らしの〇〇さんを見かけない】など近所で気になることがあれば町内会役員や民生委員に連絡し、そこから家族や相談機関につなげていく活動です。

『お互いがお互いを少し気にかける』そんな意識を一人ひとりが共に持つことで、安心して暮らしていける地域作りを目指しています。

民生委員児童委員としても地域状況の把握に大いに役立てており、連絡を頂いたおかげで、大事に至らず事なきを得たという事例も出ています。

ゆるやかな見守り活動

お問合せ：深沢会議事務局
鎌倉市社会福祉協議会
電話 23-1075





社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会



近所の団らん助成事業

自宅の一室やお店の一角など、ご近所で集える場所はありませんか？

ひと月にほんの数回、短時間でも5～6人ほどの少人数で集う場を設けて、思い切ってご近所の方にお声をかけてみませんか？

集まった人たちでお茶のみ話に花を咲かせたり、暮らしに役立つ情報交換をしたり、お出かけの計画を立てたりと、楽しく談笑、つまり「団らん」のひと時を過ごしていただいて、“ご近所の輪”を“地域の輪”へと広げていきましょう！

活動助成金が
あります！

助成金の対象は一期間（3カ月）単位

条件を満たす活動に、

一期間 9,000円



試しに3カ月
くらいなら
がんばれそう

助成金の対象条件は裏面をご覧ください。



♡お問い合わせ先♡

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会

住所：〒248-0012

鎌倉市御成町20-21

電話：0467-23-1075

FAX：0467-22-2213

この助成事業は“赤い羽根共同募金配分金”を活用し、予算の範囲内で交付します。（2023年5月作成）

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会近所の団らん助成事業実施要綱

(目的)

第1条 個人宅や店舗などの空きスペースを一時的に提供又は確保し、身近な地域で住民同士が気軽に集い、交流を深めるきっかけづくり、楽しく談笑する団らんの活動を行う者に対し、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が、活動支援のために助成金を交付することにより、地域支え合いの意識の醸成を図ることを目的とする。

(助成対象の条件)

第2条 前条の趣旨に賛同し、近所の住民同士が気軽に集える場所として次の各号の条件全てに該当する活動であることを基本とする。

- (1) 活動場所として市内で5～6名程度が集うことができる場所と洗面所トイレを提供又は確保ができること。
(一般客として利用する店舗や公共の建物は除く)
- (2) 第1期（4・5・6月）、第2期（7・8・9月）、第3期（10・11・12月）、第4期（1・2・3月）の各期の連続した3ヵ月間を一期間として、一期間において1ヵ月あたり2回以上かつ1回あたり2時間程度（準備・片付け含む）の活動ができること。
- (3) 各回の活動日に最低2名以上の参加者があること。
- (4) 活動風景や活動内容の紹介、事業周知のため市社協職員が行う情報収集や市社協の広報紙及びホームページ等による情報提供に協力できること。
- (5) 他からのいかなる補助金も受けていない活動であること。
- (6) 高齢者を中心とした活動であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為が活動に含まれる場合は、助成対象としない。

- (1) 営利を目的とした行為
- (2) 政治や宗教に関わる行為
- (3) 法令又は公序良俗に違反する行為

(助成金の金額)

第3条 助成金は、前条の条件を満たす活動を行う者に対して一期間（3ヵ月間）9,000円を交付するものとする。

2 期間途中に活動を開始又は終了する場合や前条の活動条件を満たさない場合は、やむを得ない理由の場合を除き1ヵ月につき3,000円の割合で減額する。

(助成金の申請)

第4条 助成金交付を申請しようとする者は、活動開始月の前月10日までに次に掲げる書類を市社協会長（以下、「会長」という。）あてに提出するものとする。

- (1) 近所の団らん助成事業助成金交付申請書・兼活動概要書（第1号様式）
- (2) その他会長が必要と認めるもの

2 助成金の申請は一期間ごとの申請とし、最長4期（1年間）まで申請できるものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、助成金を申請し承認を受けた活動について助成事業活動報告書・兼助成金請求書を提出する者が、次期の期間も継続して申請する場合については、活動開始月の10日までは申請を受付けるものとする。この場合、活動開始月の1日から10日までに行われる活動も助成金の対象とする。

(助成金の交付決定)

第5条 会長は、提出された申請書類を審査し、その適否を決定して近所の団らん助成事業助成金決定通知書（第2号様式）により当該申請者に対し通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 助成金を申請し承認を受けた者は、活動完了月の翌月10日までに近所の団らん助成事業活動報告書・兼助成金請求書（第3号様式）を提出するものとし、会長は、その内容が適正であると認めたときは、近所の団らん助成事業助成金確定通知書（第4号様式）を通知し、助成金を交付する。

(変更等の申請)

第7条 助成金を申請し承認を受けた者は、申請した内容を変更するとき又は活動を終了するときは、近所の団らん助成事業変更兼終了届（第5号様式）により、当該事実が発生した月の末日までに会長に申し出るものとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別途協議して定めるものとする。

付則 本要領は、令和元年6月5日から施行する。

付則 本要領は、令和2年1月1日から施行する。

付則 (施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。（社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会近所の団らん助成事業実施要領の廃止）
- 2 社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会近所の団らん助成事業実施要領（令和2年1月1日施行）は、廃止する。
(手続等に関する経過措置)
- 3 第2項の規定による廃止前の社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会近所の団らん助成事業実施要領によりされた申請その他の手続は、この要綱の規定によりされた申請その他の手続とみなす。

い〜〜ばしよ

秦野 小田原 海老名 南足柄 紅葉坂

ひきこもりの状態から 何かを変えたいと思った。
 そんな あなたに 訪ねてほしい。
 気持ちが向いた 場所、時間に 立ち寄ってください。

こんなときに…

- 外に出るきっかけがほしい
- ただ話を聞いてほしい
- ひきこもり経験者の話を聞きたい
- 家族以外の人と関わってみたい
- 困っていることを相談したい

どのような場所？

- ・予約の必要はありません
- ・何かをしても何もしなくてもよい場所です
- ・話したいときはスタッフに声をかけてください

開催日時			場所
令和6年 1月	9日(火)	13:00~16:00	①秦野市保健福祉センター (秦野市緑町 16-3)
	31日(水)	13:00~16:00	②おだわら市民交流センターUMECO (小田原市栄町 1-1-27)
2月	14日(水)	13:00~16:00	③海老名市総合福祉会館 (海老名市めぐみ町 6-3) ★孤独・孤立を感じる女性を対象としたプログラムです
	21日(水)	13:00~16:00	④南足柄市りんどう会館 (南足柄市関本 403-2)
3月	8日(金)	13:00~16:00	⑤県立青少年センター (横浜市西区紅葉ヶ丘 9-1)

※会場は、裏面の案内図をごらんください。

【問合せ先】

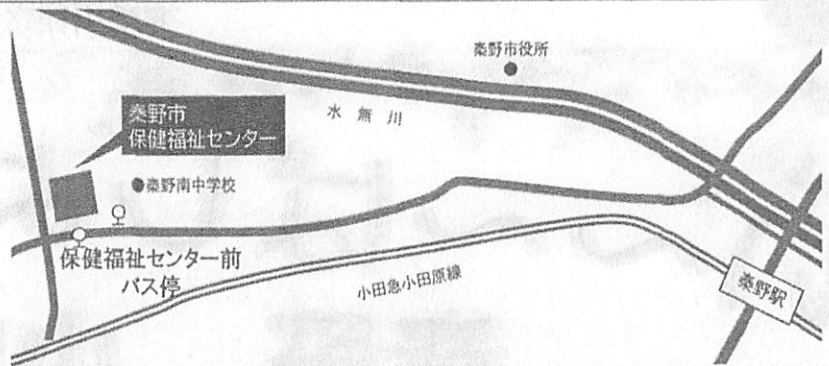
神奈川県立青少年センター青少年サポート課 045-263-4467
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/index.html>
 電子メールはホームページから「問合せフォームメール」をご利用ください



★ お住まいの地域に限らず、出かけられる会場を見つけてお越しください ★

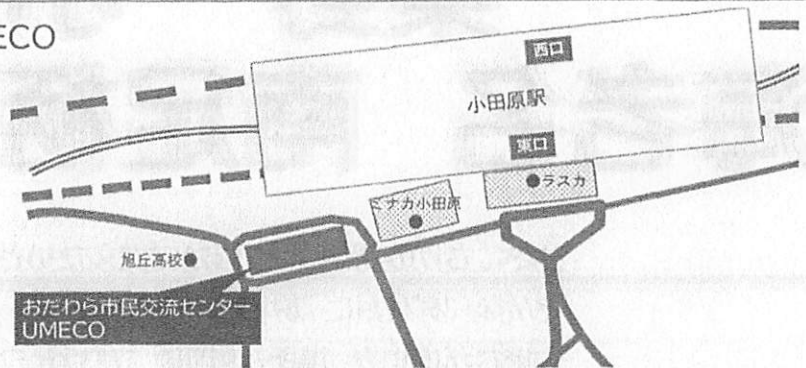
① 秦野市保健福祉センター

3階 多目的ホール



② おだわら市民交流センターUMECO

1階 会議室6・7



③ 海老名市総合福祉会館

2階 第1・2会議室



④ 南足柄市りんどう会館

3階 大会議室



⑤ 県立青少年センター

2階 活動室1



*体調がすぐれない場合は、来場をお控えください。

(令和5年11月更新)



神奈川県

KANAGAWA

神奈川県ひきこもり地域支援センター



女性のための

い〜〜ばしよ紅葉坂



孤独・孤立を感じている女性の皆さんのための集いです。
同じような思いを持つ参加者と交流してみませんか？
相談・支援の情報もご案内します。



参加
無料

日時 2023年12月22日(金) 13時~16時

場所 神奈川県立青少年センター 2階 活動室 1

問合せ先

神奈川県立青少年センター青少年サポート課 TEL 045-263-4467
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/index.html>



女性のための

い〜〜ばしよ紅葉坂



会場案内

神奈川県立青少年センター
(横浜市西区紅葉ヶ丘 9-1)

JR根岸線「桜木町駅」下車、北改札西口より徒歩約 8 分

横浜市営地下鉄「桜木町駅」下車、南1出口より徒歩約 10 分

京浜急行線「日ノ出町駅」下車、徒歩約 13 分

横浜市営バス 103 系統「戸部 1 丁目」下車、徒歩約 2 分

横浜市営バス(8、26、58、89、105 系統ほか)「紅葉坂」下車、徒歩約 4 分



プログラム

13:00~

受付開始

クリスマス

リース作成* ▶

*クリスマスリースは木の実やオーナメント、リボンなどを自由に組み合わせて作ります。

~14:30~

グループトーク** ▶

**お話が苦手な方は、聞くだけの参加もできます。

~16:00

終了

参加方法ほか

- 事前の申し込みは不要です。直接、会場にお越しください。
- 時間内は自由に出入りできます。プログラムについては、一部の参加や見学でも構いません。
- 参加対象は、孤独・孤立を感じている当事者の皆さんです。
- お問い合わせは、電話か、ホームページに掲載している「お問い合わせフォーム」からお願いします。

神奈川県ひきこもり地域支援センター

年齢を問わず、県内に在住のひきこもりでお悩みの方や
家族等の相談窓口です。

相談専用電話 045-242-8205

ひきこもり支援
ポータルサイト



かながわひきこもり相談LINE

コミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、相談を受け付けて
います。

二次元コードを読み取ると、友達登録できます。

ひきこもり
相談 LINE





©神奈川県
消費生活キャラクター
ニャン吉

台風、水害、地震、大雪など 相次ぐ自然災害で 住宅修理トラブル多発中!!



©神奈川県警察
シンボル・マスコット
「ピーガルくん」
「リリボちゃん」

>>>>>>>> 「保険が使える」という住宅トラブルなどの相談事例 <<<<<<<<<

うその申告をするように促された



自宅で発生した水漏れの修理のため、インターネットで検索した業者の担当者から、「火災保険を使って修理ができる」と言われ契約したが、説明の中で、保険適用のためにうその申告をするよう促され不審に思った。

違約金に納得がいけない



傷んだ屋根の確認を依頼した業者の担当者が、写真を撮影し「間違いなく保険金が下りる」と言ったので、保険金請求のサポート契約を結んだ。しかし、後日契約書を確認したところ、保険金が下りて工事をしなかった場合は違約金がかかるとあった。

※かながわ中央消費生活センターに寄せられた相談をもとに再構成

神奈川県

住宅修理の

保険申請サポート等の相談



- 65歳以上
- 64歳以下

2018年度から2022年度の相談件数を基に作成
神奈川県消費生活課調べ



消費者へのアドバイス

- 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、修理の必要性や契約内容をよく確認しましょう。
- 保険金の請求は、ご自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している損害保険会社や代理店に相談しましょう。
- うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。詐欺罪に問われる場合があります。
- 不安に思ったときは、お住まいの自治体の消費生活センターにご相談ください(消費者ホットライン188)。



マモリン

あれっ?と思ったら、ご加入の保険会社、
代理店や消費生活センターなどへご相談ください。



マモリン

業者との
トラブルに
関する
ご相談は
こちらへ

保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル

0120-309-444 (さあ連絡しよう)

※受付時間：午前9～12時、午後1～5時 月～金(祝日・当協会の休業日を除く)

損害保険に
関する
ご相談は
こちらへ

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

0570-022808

受付日：月～金曜日(祝日・休日および12/30～1/4を除く) 受付時間：午前9時15分～午後5時

全国共通・通話料有料
電話リレーサービス、IP電話からは
03-4332-5241へおかけください

契約
トラブルに
関する
ご相談先

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

い や や
188

身近な消費生活相談窓口につなげられます!

あなたの保険金が狙われています!

火災保険・地震保険の請求を
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する
業者とのトラブルが急増しています。

トラブル
1

甘い言葉で誘惑



うちがサポートすると平均100万円は
皆さんもらっていますよ。支払われた
保険金の使い道は自由です。



100万円ももらえるの!?
ぜひお願いします!

保険金は手数料なしで
申請いただけます。

えっ!
サポートの手数料をとるの!?
残ったお金では修理できないよ。



トラブル
2

知らない間に詐欺に加担



被害診断から
保険金の請求まで
全てこちらに
お任せください!



もともと古くなって
壊れている箇所もあるけど、
本当に任せていいのかな...

うその理由で保険金請求すると
詐欺に該当するおそれがあります。
保険金請求のためにわざと屋根を破壊する
業者も存在します。



「保険が使える」と言われたら!
ご自身でご加入の「損害保険会社」が
「損害保険代理店」に
まず相談!

トラブル事例を
YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関する
トラブルにご注意ください」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>





かながわ
消費生活

注意・警戒情報

海産物の 電話勧誘販売に注意！

相談事例

海産物の販売事業者から、自宅に電話があり、カニと鮭のセットを代引きで購入した。しかし、届いた商品は代金に見合わないものであったので、返品し、代金を返してほしい。



- 事業者にもう少し不審な点があったら、相手と話し込まずにきっぱりと断りましょう。
- 事業者からの電話勧誘で契約したときは、クーリング・オフができます。

- ◆ 海産物を購入するよう迫られても、必要以上に情に訴えてくる、話の内容におかしな点がある、連絡先を教えてくれない、勧誘が強引など、少しでも不審な点があった場合は、きっぱりと断りましょう。
- ◆ 電話で海産物の購入を承諾しても、特定商取引法に定める契約書面*を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面等によりクーリング・オフができます。
※特定商取引法に定める契約書面とは、商品の種類・数量、販売価格、代金の支払時期・方法、商品の引渡時期、契約解除に関する事項、事業者の氏名・住所・電話番号・代表者氏名・担当者名、契約日等を記載したもの
- ◆ 不安に思った場合やトラブルにあった場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

トラブルで困ったときはお電話を！

届
番
な
し

い
ゃ
ゃ
188番



国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶



ご自由にコピー・回覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。
まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課 (045-312-1121) へお問合せください。



募集中!!

杉村太蔵氏講演!

参加無料

定員300名

くらしの経済講演会 in 大井2024

「どうする老後の資産? タイゾー流資産形成術のすすめ」

開催日時: 令和6年1月12日(金)

14:00~16:00 (受付 13:30~)

開催場所: 大井町生涯学習センター ホール

対象: どなたでもご参加いただけます。

申込方法: 12月22日(金)までに、電話等で大井町防災安全課へ

電話番号: 0465-85-5002



詳しくはこちら

悪質な訪問販売 撲滅! 街頭キャンペーン

令和5年9月から令和6年2月にかけて、街頭キャンペーンを実施中!
啓発物品をお配りしています。



突然の「無料点検」にご用心!

悪質な訪問販売に気を付けよう! 神奈川県消費生活課

困ったら
すぐ連絡!

消費者ホットライン

188番



[12月のキャンペーンの予定]

① 12月21日(木) 13:30~17:30 横浜駅

② 12月26日(火) 13:30~17:30 武蔵小杉駅

↑啓発物品(マグネットバー)

悪質なトイレ詰まりの修理事業者に注意!

~ 例えば…広告では基本料金 500 円。でも実際の支払は 20 万円!? ~



「トイレが詰まったので、ネット広告で安い料金を提示していた業者に修理を依頼したところ、高額な請求をされた」というトラブルが多発しています。

県ホームページでは、悪質な手口や被害を避ける方法を紹介しています。



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f370208/toilet-clog-trouble.html>

神奈川県 トイレ 相談事例

検索



困ったときは、
一人で悩まず
地元市町村の
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
くらし安全部消費生活課
相談第二グループ

かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



Facebook



X(旧Twitter)

鎌民児第 66 号
令和 5 年 12 月 7 日

町内会自治会 各位

鎌倉市民生委員児童委員協議会
会長 千代 美和子
(公 印 省 略)

掲示板への掲示依頼について

日頃から、本市における民生委員児童委員協議会の活動に、ご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、民生委員児童委員は、市内で約 220 名が地域福祉の活動をしておりますが、昨今、民生員児童委員のなり手不足が全国的に課題となっております。

本会でも令和 7 年度の次回一斉改選に向けた準備のため、市や鎌倉市社会福祉協議会の協力のもと、民生委員児童委員の活動について地域の皆様に広く周知できるよう取り組んでおり、新たな取組みの一つとして、活動に関するチラシを作成し、貴会に対し、令和 5 年 10 月 5 日付鎌民児第 49 号にて掲示板への掲示を依頼いたしました。

この度、この取組みの第 2 部として、みんぴょん通信(12)に係るチラシを作成しましたので、貴会の掲示板にチラシの掲示についてご配慮いただきたくお願い申し上げます。

引き続き、民生員児童委員の活動にご理解ご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

< 掲示物 >

民生員児童委員の活動に関するチラシ (A4 サイズ)

(このチラシは、本会の研究部会である広報班が作成し、鎌倉市社協だよりに掲載している「みんぴょん通信(12)」を基に作成したものです。)

事務担当は、鎌倉市健康福祉部生活福祉課 [0467-61-3958]
鎌倉市民生委員児童委員協議会研究部会広報班